

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例等の一部改正案に対する
市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する 条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	平成29年2月10日（金）
意見提出期間	平成29年2月10日（金）から平成29年3月13日 （月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	12件（5人）
インターネット	5人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のと
おりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	2
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	5
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1) 再生可能エネルギー事業の定義に関すること (2件)

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	再生可能エネルギー事業の定義に、発電事業のほかに多様な再生可能エネルギー熱や、系統連系の幅を広げることが可能な省エネ設備や、広域連携による蓄電システムもその対象に含めるべき。	B	再生可能エネルギー事業の定義に、再生可能エネルギー熱を地域で利用する事業を追加し、対象を拡大しております。 また、ご指摘のとおり、省エネ設備や蓄電システムも、エネルギーの使用の節約及び効率化により再生可能エネルギーの利用等に資するものであることから、今後支援の在り方を検討する際において、貴重なご意見として参考にさせていただきます。
2	再生可能エネルギー事業の定義に熱利用を加えたことは評価できる。FIT 以外の RPS を含む自己消費型エネルギーは、分散型エネルギーとして有効であることから、これら RPS を含む自己消費型エネルギーも対象に含めるべき。	B	ご指摘のとおり、再生可能エネルギー事業の定義に、再生可能エネルギー電気を自家消費により利用する事業も追加し、対象を拡大しております。

(2) 市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件に関すること (3件)

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
3	条例による再生可能エネルギー事業に係る取組を推進していくためには、市民参加が最大のポイント。より広域から集める必要があるため、条例における市民の定義に、小田原市民に加えて、小田原市内で働く方や、小田原市から海外に転籍する世帯家族なども、市民参加の対象とすべき。	A	ご指摘のとおり、条例においては、再生可能エネルギーの利用等の促進の基本理念に照らし、市内に通勤する個人も含め、広く再生可能エネルギーの利用等を促していくことが重要であるため、必要に応じた修正をいたします。 一方で、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件における「市民」については、より地域に密着した市内に居住する個人を含むことを要件とし

			ていることから、現状のままの取り扱いといたします。
4	小田原市に勤務する方も、小田原市経済等に貢献しており、環境エネルギーに関わっていききたいとの意向を有する方も数多く存在すると考えるため、「住民票所在地が小田原市」となっている市民の定義に、小田原市内で働いている方も対象に含めるべき。	A	ご指摘のとおり、条例においては、再生可能エネルギーの利用等の促進の基本理念に照らし、市内に通勤する個人も含め、広く再生可能エネルギーの利用等を促していくことが重要であるため、必要に応じた修正をいたします。 一方で、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件における「市民」については、より地域に密着した市内に居住する個人を含むことを要件としていることから、現状のままの取り扱いといたします。
5	改正案には基本的に賛成である。事業実施の際に市内事業者を活用したいのはもちろんであるが、市内事業者では工事ができない、工事金額が高いなどの理由により、市外事業者に発注せざるを得ず、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定を受けられないこともある。こうした部分への配慮は必要である。	B	地域経済の活性化に資する取組の要件については、実情ではご指摘の理由から対応できないこともあると推察いたします。このため、継続的に地域の好循環を生み出すことも地域経済の活性化に資するものと考え、設備の維持管理等を市内事業者が発注する場合も対象とすることとして要件を拡大しております。

(3) 再生可能エネルギー事業に対する支援に関すること（3件）

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
6	改正案には賛成である。再生可能エネルギーを絶え間なく発展させる上では、イニシャルコストだけでなくランニングコストを手厚く支援することを考慮すべきであり、保守や点検を行う事業者への一定の支援を明記すべきである。	B	ご指摘のとおり、ランニングコストへの支援は、再生可能エネルギーの導入を促進するために効果的であるため、再生可能エネルギー事業に対する支援として、初期のランニングコストを低減させるため、奨励金の交付を行っております。

			また、保守や点検を行う事業者への支援については、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件において、設備の維持管理等を市内事業者に発注する事業も対象とする要件の拡大をすることにより、配慮しております。
7	支援期間が「初期」のように曖昧なものが見られる。安心して市民側が活動できるように、ある程度支援期間を保証、明記すべき。	B	奨励金の交付期間については、条例・規則には明記しておりませんが、小田原市再生可能エネルギー事業奨励金交付要綱に明示したうえ、ホームページなどで周知を図っています。
8	支援を受けて事業のコストベネフィットがどう変化したか、事業の検証・評価を行った事業者には、必要に応じて更なる支援を考えるべき。事業のコストベネフィット評価が難しく手間もかかり、一方では支援の効果の見える化、情報公開にもつながるので考慮すべき。	C	事業の検証・評価にインセンティブを与える支援は、費用対効果の見える化等により波及効果を見込むことができるため、ご指摘を踏まえ、支援の在り方を検討するうえで、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

(4) その他 (4件)

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
9	現在この条例による奨励金を受けている団体の一覧はどこで見ることができますか。	D	奨励金を受けている団体の一覧は公開しておりませんが、市民参加型再生可能エネルギー事業の内容については、ホームページ (http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/energy/topics/p21146.html) で公開しておりますのでご覧ください。
10	この条例を改正することで市は何団体、支出として計何円程度増加すると考えているのですか。	D	これまで3年の間に、19件、1,500kW強、1,000万円強の奨励金を交付しました。エネルギー計画で掲げる「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」の実現に向け、市内での再生可能エネルギーの利用をさらに促進す

			<p>るため、条例等を改正するものです。何団体、支出として計何円程度増加するかについてお答えすることはできませんが、この改正により事業者の予見性を高め、市内での事業実施のさらなる増加を期待しているところです。</p>
11	<p>増加する分の奨励金の予算は、市議会の6月定例会の補正対応予定でしょうか。</p>	D	<p>改正条例が施行された後に、必要に応じて補正予算等で対応いたします。</p>
12	<p>エネルギー計画の見直しなどで懇談会等を設置する際には、もっと普通の市民を巻き込む工夫をしてほしい。20代や30代はこうした場に登場することはほとんどないため、構成員に優先的に加えるべきだ。</p>	D	<p>市の政策決定において、幅広い層の市民の意見を聴くことは重要なこととなります。貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。</p>